

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。

(2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 2 (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)	(定義) 第2条 2 <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。